

# 岡山モンゴル協会 会則

## 第1章 総則

- 第1条 本会は、岡山モンゴル協会と称する。  
第2条 本会の事務所は、当会の会長宅に置く。

## 第2章 目的及び事業

- 第3条 本会は、岡山とモンゴル国及びモンゴル族との相互理解を深め、文化・学術・経済などの交流を通じて、友好・親善関係を促進する。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 文化・教育・経済・学術研究などの交流
  - (2) 日本とモンゴルの各学校間における交流活動の推進及び協力
  - (3) 両民族の伝統的な音楽・楽器・舞踊などの紹介、演奏活動
  - (4) 日本国内に留学する、モンゴル人留学生との交流及び激励、支援
  - (5) 相互理解、相互信頼を深める為の講演会・研修会・展示会などの開催
  - (6) 会員名簿、機関紙、研究誌その他の刊行物の発行・ホームページの作成
  - (7) 目的を同じくした他団体との交流 及び行事への参加、共催、後援
  - (8) その他 本会の目的達成に必要な事業

## 第3章 会員

- 第5条 本会の会員は、個人会員と法人会員とする。会費は第16条で定める。
- 第6条 この会に賛助会員を置く。賛助会員は拠金により、この会の事業を援助する個人または団体とする。賛助金の額は第16条で定める。
- 第7条 本会は、この会の趣旨に賛同し、会費を拠金している会員によって組織する。

## 第4章 役員

- 第8条 本会に次の役員を置く。
- |      |      |     |
|------|------|-----|
| 会長   | (理事) | 1名  |
| 副会長  | (理事) | 若干名 |
| 理事   | (理事) | 若干名 |
| 事務局長 | (理事) | 1名  |
| 監事   | (理事) | 2名  |
- 第9条 理事は総会に於いて選出する。
- 第10条 会長・副会長は、理事会において互選する。その他の役員は会長が選任する。
- 第11条 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。
- 第12条 本会に顧問を置く事ができる。顧問は会長が理事会の承認を得て委嘱する。

## 第5章 会議

- 第13条 総会は第7条に定めた会員をもって構成し、毎年一回以上開催する。  
総会は会員の過半数(委任状または代理人を含む)の出席により成立し、理事会が提案する重要事項を審議、承認する。

第14条 理事会は、会長・副会長・理事をもって構成し、必要に応じて会長が召集する。

## 第6章 会計

第15条 本会は、会費、賛助金及び寄付金などをもって運営する。

第16条 本会の会費は、次のとおりとする。

個人会員 年会費 2,000円（学生 1,000円 外国人留学生 500円）

法人会員 年会費 一口 5,000円以上

賛助会員 賛助金 一口 3,000円 より

\* イベント・各種展示会などに参加の場合、別途に参加費などを集める。

第17条 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

ただし、初年度のみ平成10年9月15日に始まる。

## 第7章 付則

第1項 この会計は平成10年9月15日より施行する。

第2項 年会費については、会員の数相当数になるまで集めず、行事の都度実費を出す事とする。

第3項 この会に顧問を若干名、置く事とする。

選任は理事の推薦により、理事会で協議し会長が委嘱する。

第4項 会則の改変、細則の決定、等はこの章で扱い、記録してゆく。